

7) 本判決は10頁～11頁で『(4) 以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。』
としている。

まとめ：不当判決のカラクリ：その7

本判決10頁～11頁で、

『津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、』 『本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。』

としているが、

上記 その7 は、 その6 の『(設計される防潮堤等は、) (東側から) 大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。』とした「方角スリ替え」による イカサマ に寄って立つものであるから、

その7は論理的に不当(イカサマ)である。

(イカサマと注釈したのはイカサマと注釈するのが内容的に一番ふさわしくぴったりの表現だからである。)

規制当局は危険な原発に対する運転停止命令を出さねばならなかった：

本判決9頁目において『合理性を有する試算であったといえる。』とされた30年以内に20%程度の確率で発生するとされた長期評価に基づく大津波が発生すれば、敷地東側海拔4m区画において8.4m～10.2mの高さになり、高さ5.4m～6.1mの残留熱除去海水系ポンプは水没し稼働全機の「残留熱を除去する機能が喪失」する。(そもそも技術基準適合命令対象設備なのです)。上記が法的にどのような事故になるかということ、原子力災害対策特別措置法に照らし合わせると、「原子力緊急事態に至る可能性のある事象」に相当し「直ちに、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長に通報しなければならない。(原災法第10条)」。さて、残留熱除去海水系ポンプが故障している間は原子炉の残留熱を格納容器の圧力抑制室のサプレッションプール(ex.2980m³)へ移すことにより急場を凌いでいるが、約10時間でサプレッションプールの水温が100°Cに達して沸騰し格納容器の「圧力抑制機能が喪失」して格納容器の圧力が上がり始める(手順書12-4-1に事故後8時間で90°Cとの記述がある)。ここで、上記が法的にどのような事故になるかということ、原子力災害対策特別措置法に照らし合わせると、「原子力緊急事態の発生を示す事象」に相当し内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が出され「住民避難指示」が出されることになっている(原災法第15条)。なお、残留熱除去海水系ポンプの故障修復については、大津波警報が出ている間は危険なので、この間の修復は困難である。(参考：[3.11の場合の大津波警報の解除は12日20時20分。](#))

つまり、長期評価に基づく津波が発生すれば、残留熱除去海水系ポンプを10時間以内に修復することが困難な状態に陥り、10時間後には「住民避難指示」が出されるような事故に進展する。（福島第二原発の事故：長期評価7.2m～8.2m、3.11浸水高7mで住民避難指示が出されるに至った。）尚、複数機同時発生でパニック状態に陥り修復が滞れば複数機がメルトダウンに至ります。地震と津波で警察も消防も自治体も住民も下敷きや漂流の人の救助で忙しい最中に、よりによって、「原子力緊急事態」の「住民避難」が同時発生だなんて、とんでもありません。長期評価により津波脆弱性が顕現したのだから、即刻運転を停止すべきだったのです。事故の発生は予見が可能であり、運転停止により結果を回避すべきだったのです。規制当局は危険な原発に対する運転停止命令を出さねばならなかったのです。下記のような避難リスクも想像し下記のようなことを起こしてはならなかったのです。

（避難リスク：福島・双葉病院の悲劇 - 原発事故避難で死亡した50人の寝たきり患者popup）想定される最大の津波が来ても安全だというから稼働に同意しているのに、地震による津波が来たら「住民避難指示」が出され見殺しを迫られるような危険な原発の稼働に同意は出来ないというのは至極当たり前のことでしょう。（既出したように3号機のプルサーマルの件での福島県への安全性報告書では津波のリスクについては隠蔽されていたのです。）もし、規制当局が上記の論理が分からないというならば規制当局の資格はなく、もし、東電が上記の論理が分からないというならば原子力発電事業を営む資格はありません。もっとも、東電は「耐震安全性の評価（含。津波評価）」を3年も出し渋っていたのであるからして運転停止に該当する案件であることを自覚しながら（2009年9月7日の「炉を止めることができるんですか。」発言）ズルズル危険運転を継続していたことは想像に難くなく、規制当局にしても出し渋りの原因を想像出来ぬはずがありません（2009年9月7日の「ポンプはダメだなと思った」との認識）。でも一步を踏み出さ（せ）なかった。

本裁判の本質はここにあるのです。（本当の事故原因はナアナアのなれ合いなのです。）これが最高裁が向き合わなければならない本裁判の本質です。この本質に最高裁が向きあって初めて国民が納得するのです。

規制当局が運転停止を伴う規制権限を行使していたと仮定すれば、本判決にあるような『本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。』とはならず「本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性は極めて低いといわざるを得ない。」ということになるので、「したがって、上告人（国）は、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことを理由として、被上告人（原発事故被害者）らに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うことになる。」ということになる。

本件に関する一次的な責任はもちろん東電にあるものの、「国策民営」の監督責任を国が引き受けなければ、国としての示しがつかず、国としての体を成しません。最高裁が国の監督責任についてお咎めなしとするならば、つまり国とナアナアのなれ合いになるならば、国としての示しがつかず、国としての体を成しません。国の緊張感はなくなり、国のタガが外れた状態の日本になるのです。国のタガが外れ、国が策に失敗した時、そのツケは国民に回って来るのです。

なお、「運転停止」と考えると命令ハードルが高そうに思われるかも知れませんが、最初から津波リスクが表面化していたら、絶対に運転開始許可が下りていない原子炉なのです。もともと、運転許可を出してはいけない原子炉に運転許可を出していただけた話なのです。

運転を停止しての長期に及ぶ東電の東側を主眼とした適切な津波対策工事中に3.11のような大津波が来たとしても運転を停止中であるので放射性物質が漏出するような事故は起こり得ないし、津波対策工事完了による運転再開後においては3.11のような大津波が来たとして、津波対策による設備被害低減効果がゼロであるとは到底考えられず、設備被害はより少ないことが見込まれ、尚且つ技術基準適合命令を受けたことにより、狙わずともそれに付随して残留熱除去系が技術基準適合命令対象設備になったというインパクトが東電内に深く残っており、そうなっていれば、例え3.11と同様の設備被害を及ぼすような巨大津波が来たとしても、稼働全機で残留熱除去系を見落とすといったような大失態が生ずる筈も無く、除熱機能を持っていないSLCの復旧に貴重な三日間を無駄に費やすといったようなことが生ずる筈も無く、福島第二原発と同様に3.11初日から残留熱除去系復旧工事に着手しRHRポンプとRHRSポンプを電源車で稼働させるに至れば原子炉の除熱機能が働き、本件事故またはこれと同様の事故が発生しなかったであろうということになるのである。

本判決は11頁で『そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。』

(つまり、規制権限を行使していたとしても同様の事故が発生していた)

としているが、

『事実』と「虚構」のスリ替えが行なわれており、

本判決は不当(イカサマ)である。

(イカサマと注釈したのはイカサマと注釈するのが内容的に一番ふさわしくびったりの表現だからである。)

なお、当サイトの見解は上述したとおり、**本判決とは逆であり、**

『経済産業大臣が規制権限を行使していれば、本件事故またはこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることができることになる。』というものである。

したがって、上告人(国)は、規制権限を行使しなかったことを理由として、被上告人(原発事故被害者)らに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

事故と人間

(この項目は：書き掛け)

高さ5mの防潮堤は5mの働きしかせず、高さ10mの防潮堤は10mの働きしかしない。

しかし、訓練された人間は違う。十分に訓練された人間は15mを超える働きをする。

なお、「原子炉施設が電源喪失の事態に陥った」のが事故原因であるならば、なぜ電源車は役に立たなかったのか。13台も駆り付けていた高圧電源車は、なぜ役に立たなかったのか。役に立たなかったのではない。役に立てなかったのだ。電源車でSLCポンプを動かそうとしていて貴重な三日間を無駄に費やしてしまっていたのである。なにも原子炉施設の全ての機能を復旧させなければ炉心損傷を防ぐことが出来ないということではない。残留熱除去系を復旧させれば除熱が出来るようになり炉心損傷は防げるのである。

まとめ：不当判決のカラクリ：その8

本判決は11頁で『(6)したがって、上告人が、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことを理由として、被上告人らに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということはできない。』

としているが、

その8はその1その4その5その6その7によって仕組まれた不当な方角スリ替えの上に成り立っており、その8を得るためにその1を巧妙に仕組んだものであり、本判決は判決として不当(イカマ)である。

(イカマと注釈したのはイカマと注釈するのが内容的に一番ふさわしくぴったりの表現だからである。)

本判決は、平成14年7月に国の長期評価に基づき公表された30年以内に20%程度の確率で発生するとされたプレート間大地震予測の4年2カ月後の平成18年9月に国(原子力安全・保安院)から原子力事業者へ出された耐震安全性評価指示と、その1年7カ月後の平成20年4月の東電の津波の試算と平成23年3月の津波による事故のそれぞれ一瞬を切り取って論じただけのものであり、平成18年9月の国の耐震安全性評価指示から3.11まで4年半もあるのに、国が東電からどのような報告を受け取ったのか受け取らなかったのか、それについて国が東電に対してどのような監督指導指示命令をしたのかしなかったのか、3.11までの4年半の間の国と東電の動向にまるで言及することが無いまま、あれだけの事故があったのに事故の4年半に出されていた耐震安全性評価指示(含。津波に対する安全性)についての国と東電の動向についての吟味がまるで無いまま、国に責任は無いと結論付けており、本判決は、実態からかけ離れた単なる想像による誠に杜撰な判決と言わざるを得ない。

本判決において、規制権限の不行使の責任を問われている規制当局の動向が本判決の中に出てくるのは、本判決4頁の中の下記のたったの3行だけである。

『イ 原子力安全・保安院は、同月、東京電力を含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原子炉施設等について、上記指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう指示した。』(当サイト注。「津波に対する安全性」を含む。)

上記2006年9月の指示以降、大事故に至るまでの4年半の規制当局の対応について判決文に何の記載も無いまま、規制権限不行使には当たらないとの判決を出しているのである。国は何もしなくてもお咎め無しとの判決を出しているのである。

国の動向として書くべきものが何も無いとするならば、それこそが正に規制権限不行使の証左なのである。

そうだとすれば、本判決は、国の指導力の無さをそのまま写し取ったものに他ならない。

なお、ここで、再確認しておくが、

規制当局は、公共の安全を確保し、環境の保全を図るために、津波に関する科学的知見を継続的に収集し、原子力事業者が安全対策を先送りしていないかどうか不断に注視しつつ、運転停止を含む規制権限を適時かつ適切に行使し、原子力災害を未然に防がなければならないし、その被害の甚大さに鑑み、それを未然に防ぐための強力な罰則付きの規制権限を法により与えられているのであるからして、規制権限の不行使により、公共の安全を確保することに失敗し、あるいは環境の保全を図ることに失敗すれば、国はそれを賠償しなければならない。

国にその覚悟がないのであれば、原発そのものがこの日本に存在してはならないのである。以上の覚悟が規制当局に無いのであれば、原子力の安全な利用などは絵に描いた餅である。

最後に、

冒頭の（まえがきに代えて）で紹介した規制当局関係者の述懐を下記に再構成しておきます。

※（2011年8月24日のプレスブリーフィングより）※

○
Q：09年の件、6m超えると聴いたとき、指導しなかったか
A：していない。

Q：このとき対策をするべきだったのではないか。
A：その時は組織として聴いていたわけではなくて、担当が聴いていたということ
とで、保安院として承知していたわけではない。

Q：ありえない。
A：問題があったかどうかは検証の対象になると思う。

Q：担当者は聴いていたが、上にあげてなかったということか
A：どこまで説明したか、それ自体が検証の対象。

Q：室長、課長まであがってなかったと。
A：私は知らなかった。

Q：本来、室長に上がっていれば、どういう対応をするべきだったか。
A：耐震バックチェックの一環、津波も含めて報告書出してもらって、専門家
に見てもらうべきこと。

○
Q：本年3月7日に、そういった報告がありながら、こういった事態になった
ことをどう受け止めているか。
A：検証されないといけないが、いずれにしても、このような大きな津波が発
生して、規制機関として、十分対応されていないことは事実、大変
問題あったと認識。その後の、全電源喪失等、結果的に不十分、誠に申し
訳ないと思っている。

上記に出てくる「担当者」の述懐が、下記です。

※（2011年8月31日の政府事故調査委員会ヒアリング記録より）※

保安院では、担当者ベースの事業者とのやり取りをいちいち上司に報告したり相談
することはほとんどなかったので、
に対して、さらに上層部に話を上げるよう
促したりしなかった。

この頃の自分は、中越沖地震に伴う刈羽柏崎原発の対応や、平成21年8月11日
に起きた駿河湾地震に伴う浜岡原発の対応に追われており、正直なところ、津波の問
題よりもこれらの問題への対応で頭が一杯だった。

上記の「上司」の述懐が、下記である。

※（2011年9月2日の政府事故調査委員会ヒアリング記録より）※

今考えてみると、耐震バックチェックに関して言えば、原子炉を止めた上で補強工
事をやらせるべきであった。

以上

追伸1) 2022 6.17最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態

20230310 仙台高裁 (原告: いわき市民約1340人) (福島民報)

※ 原発事故、国の賠償認めず 仙台高裁判決、一審覆す 福島県いわき市民訴訟控訴審 ※
『昨年6月に先行する4件の集団訴訟で最高裁が国の責任を否定して以降、国を被告に含む同種訴訟の下級審で判決が出るのは初めて。』
『国家賠償法上、規制権限の行使を怠ったことで違法に損害を与えたとは言えず、賠償責任はないと結論付けた。』

20230314 福島地裁 (原告: 福島県南相馬市小高区の住民587人) ※ 国の責任否定 ※

20230314 福島地裁 (原告: 福島県南相馬市鹿島区の住民313人) ※ 国の責任否定 ※

20230314 岡山地裁 (原告: 岡山に避難してきた市民107人) ※ 国の責任認めず ※

20231226 東京高裁 (原告: 東京都などへ避難した47人) (産経新聞)

※ 原発避難、国の責任否定 東京高裁、東電賠償も減額 ※
『東京高裁は26日、国と東電に計約5900万円の支払いを命じた一審東京地裁判決の一部を取り消し、国への請求を棄却した。』
『裁判長は「仮に国が規制権限を行使して東電に対策を義務付けていたとしても、津波による浸水を避けられなかった可能性が高い」と述べた。』

20240126 東京高裁 (原告: 神奈川県への避難者) (東京新聞)

※ 「最高裁に沿う判断 憤り」 原発、神奈川県内避難者訴訟で弁護団 二審は国の賠償責任認めず ※
『東京電力福島第1原発事故による神奈川県内の避難者が損害賠償を求めた訴訟は26日、東京高裁で一転して国の賠償責任が否定された。』

(原審: 20180315 京都地裁) (原告: 京都府内に避難した174人) (日本経済新聞)

※ 原発避難、国と東電に賠償命令 京都地裁判決 ※
『京都地裁は15日、国と東電の責任を認め、110人に対する約1億1千万円の支払いを命じた。全国で約30ある同種の集団訴訟では5件目の判決で、国の責任を認めたのは3件目。』
『浅見宣義裁判長は、政府の地震調査研究推進本部が2002年に公表した「長期評価」に基づき、国が津波をある程度予見することは可能で、東電に対して対応を命じなかったのは違法と指摘。避難指示に基づく避難でなくとも、個人ごとの当時の状況によっては自主的に避難を決断するのも社会通念上、合理性があると判断した。』

20241218 大阪高裁 **予定** (原告: 京都府内に避難した166人) (京都新聞)

『東京電力福島第1原発事故の影響で福島県などから京都府内に避難した55世帯166人が、国と東電に約8億3900万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審が22日、大阪高裁(牧賢二裁判長)で結審した。津波や事故を巡る国と東電の責任を認めた2018年3月の京都地裁判決に対し、原告、被告双方が控訴していた。判決は12月18日に言い渡される。』

下記は、20231226東京高裁判決の判決要旨の5頁目であるが、

赤のアンダーライン部分は、20220617最高裁判決と同じである。

下記は、東京高裁の同種訴訟判決の「判断理由」の核心部分であるが、最高裁判決の妄信コピペである。妄信と判断した理由はコピペもさることながら文中の「南東側・・・主眼・・・」はあり得ないからである。

南東側は敷地の南の外れであり、設備的に津波対策の主眼になることはあり得ず、「南東側・・・主眼・・・」の元々の発想は国が責任逃れをするために繰り出した国の騙しの筋書きの中核であり、国の引っ掛けである。

る。これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地 最高裁判決9頁15行目

地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといえる。

最高裁判決9頁の
妄信コピペ

最高裁判決9頁20行目

本件事故当時、一審原告らが主張するように、津波から原子炉施設を防護するための水密化の措置が一般的に行われていたとはいえ、また、原子力発電所の津波対策として、防潮堤等による防護を図ることに加え、原子炉施設の電源設備の高所設置等の防護措置を採ることが一般的に行われていたとはいえない。

東京高裁:いえる ← 最高裁:いわざるを得ない

最高裁判決9頁21行目

以上によれば、本件事実関係の下においては、仮に経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。 そうすると、本件事実関係の下では、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになるから、一審被告国が、経済産業大臣が上記規制権限を行使しなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うという 一審被告東電 ← 東京電力
ことはできない(最高裁令和3年(受)第1205号同4年6月17日第二小法廷判決・裁判集民事268号37頁参照)。

最高裁判決9頁最終行
最高裁判決10頁1行目

最高裁判決10頁5行目
最高裁判決11頁14行目
一審被告国 ← 上告人
一審原告 ← 被上告人
最高裁判決11頁16行目

(上記頁行は左記による)

一審原告らのその他の国賠法上の違法の主張についても、理由がない。

(2) 一審被告東電の過失の程度について

一審被告東電は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と相当因果関係のある損害について過失の有無を問わず賠償責任を負うから、一審被告東電の責

6.17最高裁判決に対する声明

6.17最高裁判決は、あたかも国の弁護が如きの偏ったものであり、結論の集束に向けて、都合の悪い数値と文言は切り捨て、都合の良い数値と文言のみをかき集め、都合の良い仮定を設定し、それらしく判決の体裁を整えたものであって、易きに流された現実離れした判決であり、司法の劣化極まれりである。

6.17最高裁判決は、国民の裁判に対する信頼を著しく損なうものであり、司法の自浄作用として司法自ら再審し自問自答し公表しなければならず、例えそのようにしたとしても国民の信頼を回復することは極めて困難である。

追伸 2) 福島第一原発事故避難者訴訟：裁判(官)成績表

2022年の6.17最高裁判決は、正されなければならない。当判決は、国の主張に誘引され津波対策の主眼を東側から南東側にスリ替え、そのスリ替えによる恣意的な津波対策の仮定の元に「国の責任を認めない」としており、イカサマさせられ判決との表現がその体を一番よく言い表しているのであるが、これは原発設備に対する裁判官の無知の成せる技であり（東側に津波対策の主眼とすべき重要な設備があることを裁判官は知らない）、裁判官の社会性の成せる技でもある（南東側主眼の津波対策を見たら周辺住民は腰を抜かす*4m盤を挟んで海に面した東側を津波対策の主眼とするのが当然）。イカサマさせられ判決はオセロゲームのように全て覆されなければならない。全国に離散させられた人々の故郷を取り戻すためにこれを目にしたものは声を上げ、国民を騙し切れないということを国に知らしめなければならない。国を喪失してからでは、遅いのである。（注。イカサマでなければ重大な見落としということになる。）

20170317前橋地裁○ → 20210121東京高裁X → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20170922千葉地裁X → 20210219東京高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20171010福島地裁○ → 20200930仙台高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20190326松山地裁○ → 20210929高松高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20180315京都地裁○ → 20241218大阪高裁予定 ← **ビラを携え取り囲もう！**

(20220617最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態)

20180316東京地裁○ → 20231226東京高裁X → ○に正すべし！

20190220横浜地裁○ → 20240126東京高裁X → ○に正すべし！

20190314千葉地裁X → 20231222東京高裁X → ○に正すべし！

20190802名古屋地裁X → 20231122名古屋高裁X → ○に正すべし！

20191217山形地裁X → 20240117仙台高裁X → ○に正すべし！

20200310札幌地裁○ → ○を確保すべし！

20200624福岡地裁X → ○に正すべし！

20200811仙台地裁X → 20240318仙台高裁X → ○に正すべし！

20210326いわき支部○ → 20230310仙台高裁X → 20240410最高裁X → ○に正すべし！

20210602新潟地裁X → 20240419東京高裁X → ○に正すべし！

20210730郡山支部○ → ○を確保すべし！（津島地区）

20220420さいたま地裁X → ○に正すべし！

20220602郡山支部X → ○に正すべし！（都路町）

(20220617最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態)

20230314福島地裁X → ○に正すべし！（小高区）

20230314福島地裁X → ○に正すべし！（鹿島区）

20230314岡山地裁X → ○に正すべし！

20240321神戸地裁X → ○に正すべし！

20241211広島地裁予定 ← **ビラを携え取り囲もう！**

「最高裁は騙されている**王様は裸だ**」と声を上げよう！

Xの全てを科学的技術的論理的に○に正し、原発オセロを達成させましょう！

この頁を印刷して全国の裁判所前で裁判官に配布する等の事前活動にご自由にご活用下さい。by gemini.to 20240926版
ひとつが踏みとどまるかあるいはひとつが逆転すれば形勢は逆転します。その力があります。何故なら真実だからです。